

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱の一部を改正する教育委員会告示（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(登録等)	(登録等)
第5条 保護者は、緊急メール事業に登録することができる。	第5条 保護者は、緊急メール事業に登録することができる。
2 緊急メール事業に登録することができる保護者は、原則として1世帯につき2人以内とする。	2 前項の場合において、緊急メール事業に登録する保護者は、原則として1世帯につき1人とする。
3 緊急メール事業に登録した保護者は、いつでも登録の取消しを申し出ることができる。	3 緊急メール事業に登録した保護者は、いつでも退会する ことができる。
(登録の管理等)	(入退会の管理等)
第6条 管理者は、保護者の登録の管理を行うものとする。	第6条 管理者は、保護者の入退会の管理を行うものとする。
2 管理者は、前項の場合において、三次市個人情報保護条例（平成17年条例第45号）の規定により、その取扱いに留意しなければならない。	2 管理者は、前項の場合において、三次市個人情報保護条例（平成17年条例第45号）の規程により、その取扱いに留意しなければならない。
3 管理者は、前条第3項の規定により登録の取消しを申し出た保護者の登録を抹消するものとする。	3 管理者は、前条第3項の規定により退会した保護者の登録を抹消するものとする。
4 略	4 略